

平成25年度第1回美作市庁舎整備検討市民委員会 次第

日 時 平成26年1月15日(水)
午後2時30分～

場 所 美作市栄町35番地
美作市民センター 3階大研修室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 委員長、副委員長の選出
 - ・委員長

 - ・副委員長
- 5 協議事項
 - 1) 資料の説明

 - 2) 今後の進め方
 - ・次回の会議(予定)日

 - 3) その他
- 6 閉会

本庁舎及び総合支所の状況

施設の名称	所在地	建築年次(経年)	敷地面積	(内借地面積)	建築延床面積	構造
美作市役所	美作市栄町38番地2	昭和54年度(35)	12,454.30	8,022.00	3,228.00	鉄筋コンクリート4階建
作東総合支所	美作市江見945番地	平成 4年度(22)	17,544.00	0.00	3,365.52	鉄筋コンクリート2階建
大原総合支所	美作市古町1709番地	昭和58年度(31)	8,448.15	0.00	2,714.87	鉄筋コンクリート3階建
東粟倉総合支所	美作市太田152番地1	昭和63年度(26)	5,406.10	0.00	1,124.77	鉄筋コンクリート2階建
勝田総合支所	美作市真加部1616番地	平成 4年度(22)	12,021.82	0.00	2,590.20	鉄筋コンクリート3階建
英田総合支所	美作市福本810番地2	昭和61年度(27)	7,055.30	5,836.30	2,425.50	鉄筋コンクリート3階建

施設の名称	施設 の 状 況
美作市役所	耐震診断を行い、耐震補強工事が必用と診断される。
作東総合支所	現行建築基準法の耐震強度を有する。防災拠点としての重要度割増は行っていない。
大原総合支所	現行建築基準法の耐震強度を有する。防災拠点としての重要度割増は行っていない。
東粟倉総合支所	現行建築基準法の耐震強度を有する。防災拠点としての重要度割増は行っていない。
勝田総合支所	現行建築基準法の耐震強度を有する。防災拠点としての重要度割増は行っていない。
英田総合支所	現行建築基準法の耐震強度を有する。防災拠点としての重要度割増は行っていない。

庁舎建設等スケジュール(案)

合併特例債期限

	H25		H26				H27				H28				H29				H30				H31					
	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
案1 現庁舎耐震化																												
	検討委員会による検討及び議会の意志決定約1年				基本計画・基本設計・実施設計				耐震化工事				移転															
					仮庁舎移転場所選定				仮庁舎建設				移転															
案2 庁舎移転(新築)																												
	検討委員会による検討及び議会の意志決定約1年				基本構想・基本計画・実施設計約2.5年								建設工事約2年								移転							
									用地買収				用地造成															
案3 庁舎移転・現行総合支所等利用																												
	検討委員会による検討及び議会の意志決定約1年				基本計画・基本設計・実施設計				増築工事及び改修工事				移転															
					現行の入居事業所との調整・移転等																							

移転の場合 庁舎位置条例の多数議決(2/3)の前提となるような議会の意志決定が必要(地方自治法第4条3項) 新市建設計画変更の議案提出が必要。

新市建設計画の変更には、県との事前協議(議案提出前)が必要。(合併特例法第6条)

地方自治法

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

○2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

○3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

合併特例法 (合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

8 第6項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第22条第1項に規定する地域審議会が置かれている場合、第24条第1項の規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域審議会(地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会をいう。)又は、当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。

5 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の徴収)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、市長が招集する。

美作市庁舎整備検討市民委員会規則

(設置)

第1条 市民の公共サービス需要に対応するため行政機能が拡大する中で、狭隘化、分散化、老朽化、耐震性能の著しい不足等の問題を抱える市庁舎（以下「庁舎」という。）を、市民の生命、財産及び安全を守る拠点施設としての今後の整備に関する基本的な方針及び計画を検討するため、美作市庁舎整備検討市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、庁舎を整備する基本的な方針及び計画その他重要事項について検討を行い、その結果を市長に建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役・職員
- (3) 市議会議員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定する事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、前条第2項各号の区分に従い、後任者を市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議等)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、非公開とすることができる。

第1回美作市庁舎整備検討市民委員会 出席者名簿

H26. 1. 15

	組織委員区分	地域	氏名	ふりがな	性別	備考
庁舎整備検討 市民委員会	学識経験を有する者		氏原 岳人	うじはら たけひと	男	岡山大学大学院 助教
	市議会代表		内海 健次	うつみ けんじ	男	議長
			鈴木 悦子	すずき えつこ	女	副議長
	公共的団体等の 役職員	勝田	有元 敏衛	ありもと としえ	男	地域審議会会長
		勝田	高田 義和	たかた よしかず	男	行政事務連絡協議会
		大原	春名 章良	はるな あきら	男	地域審議会会長
		大原	中嶋 義晴	なかしま よしはる	男	行政事務連絡協議会
		東栗倉	鳥元 均	とりもと ひとし	男	地域審議会会長
		東栗倉	上田 義雄	うえだ よしお	男	行政事務連絡協議会
		美作	鳥越 重一	とりごえ しげかず	男	地域審議会会長
		美作	谷口 征士	たにぐち せいし	男	行政事務連絡協議会
		作東	春名 宏	はるな こう	男	地域審議会会長
		作東	山本 壽	やまもと ひさし	男	行政事務連絡協議会
英田	高坂 敏明	こうさか としあき	男	地域審議会会長		
英田	小谷 一夫	こたに かずお	男	行政事務連絡協議会		
市長		道上 政男	みちうえ まさお			
副市長		岩崎 清治	いわさき きよはる			
政策審議監		福原 覚	ふくはら さとる			
事務局	総務部長		中西 祐司	なかにし ゆうじ		
	総務課長		尾崎 功三	おさき こうぞう		
	総務課長補佐		山森 和幸	やまもり かずゆき		
	管財課長		山本 茂	やまもと しげる		
	建設管理課長補佐		小林 英樹	こばやし ひでき		